

福井県報

号外第17号
平成29年
3月31日(金)
火・金曜日 発行
1月1,800円郵送料共

教育委員会規則

(※は、県例規集登載事項)

教育委員会規則

※福井県教育委員会行政組織規則等の

一部を改正する規則(二・教育政策

課)……………一

※指導が不適切である教員の認定等に

関する規則の一部を改正する規則(

三・同)……………三

教育委員会訓令

※福井県教育委員会行政組織規則等の

一部を改正する規則の施行に伴う関

係訓令の整備に関する訓令(三・教

育政策課)……………三

教育委員会教育長訓令

※福井県教育委員会出先機関等事務決

裁規程の一部を改正する訓令(一・

教育政策課)……………四

福井県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を公布する。
平成二十九年三月三十一日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第二号

福井県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(福井県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第四条の表県立学校以外の教育機関の項中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

第八条の表教育政策課の項第三十二号中「福井県教育研究所」を「福井県教育総合研究所」に改め、同表スポーツ保健課の項第十二号中「および福井県立ホッケー場」を「福井県立ホッケー場および福井県立艇庫」に改める。

第十三条第二項の表福井県教育庁埋蔵文化財調査センターの項中「県下全域」の下に「(朝倉氏遺跡を除く。)」を加える。

第十四条の三第一号および第二号中「こと」の下に「(朝倉氏遺跡に関するものを除く。)」を加え、同条第三号中「福井県朝倉氏遺跡研究協議会」の下に「の委員の

任命」を加える。

第十九条の表福井県教育研究所の項中「福井県教育研究所」を「福井県教育総合研究所」に、「福井市」を「坂井市」に改める。

第二十條第一項を次のように改める。

次表の上欄に掲げる県立学校以外の教育機関にそれぞれ同表の中欄に掲げる室、センターまたは教育博物館を置き、当該センターにそれぞれ同表下欄に掲げる課を置く。

第二十一条の見出し中「教育研究所各室部」を「教育総合研究所各課等」に改め、同条第一項を次のように改める。

福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。

一 幼稚園教育および学校教育その他の教育活動に係る教職員の研修の企画、調整および実施に関する

二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)

三 その他他センターおよび館の所管に属さないこと。

一 小学校および中学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

二 高等学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

一 理科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること。

二 サイエンスラボに関すること。

一 新たな教育課題に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること。

二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)

一 幼稚園教育および学校教育その他の教育活動に係る教職員の研修の企画、調整および実施に関する

機関名	室等名	課名
福井県立図書館	管理室	小中学校教科研究課
	教科研究センター	高校教科研究課
福井県教育総合研究所	教科研究センター	理科教育課
	教職研修センター	新教育課題研究課
福井県立図書館	教育相談センター	教員研修課
	教育博物館	専門研修課
福井県立図書館	教育博物館	教育相談課
	利用サービス	

室等名	分掌事務
一 教育総合研究所の庶務	

管理室	小中学校教科研究課	高校教科研究課	理科教育課	新教育課題研究課
一 資料の収集および刊行に関すること(教育博物館の所管に属するものを除く。) 二 教育に関する図書および資料の収集および刊行に関すること(教育博物館の所管に属するものを除く。) 三 その他他センターおよび館の所管に属さないこと。	一 小学校および中学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。) 二 高等学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。) 三 その他他センターおよび館の所管に属さないこと。	一 高等学校の教科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること(他課の所管に属するものを除く。) 二 サイエンスラボに関すること。	一 理科に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること。 二 サイエンスラボに関すること。	一 新たな教育課題に係る教育研究の企画、調整および実施に関すること。 二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。) 三 その他他センターおよび館の所管に属さないこと。

教育相 談課	<p>一 幼児、児童および生徒の学業、性格、行動等の教育相談に関すること。</p> <p>二 教育相談および生徒指導の調査研究ならびに係教職員の研修に関すること。</p>	教育博 物館	<p>一 福井県の教育に関する図書および資料の収集、保管および展示に関すること。</p>	教員研 修課	<p>一 幼稚園教育および学校教育その他の教育活動に係る教職員の専門的な研修の企画、調整および実施に関すること。</p> <p>二 先端教育研究センターに関すること（教員研修に限る。）</p>
-----------	---	-----------	--	-----------	--

第三十二条の表教育研究所の部中「教育研究所」を「教育総合研究所」に、

第三十一条第一項中「福井県教育研究所設置条例」を「福井県教育総合研究所設置条例」に改め、同項の表教育研究所の部中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

第三十二条の表教育研究所の部中「教育研究所」を「教育総合研究所」に、

第三十一条第一項中「福井県教育研究所設置条例」を「福井県教育総合研究所設置条例」に改め、同項の表教育研究所の部中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

第三十二条の表図書館の部図書館長の項の次に次のように加える。

センター 長	<p>所属職員を指揮監督する。</p>	教育博 物館長	<p>上司の命を受け、教育博物館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>	課長	<p>上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p>
-----------	---------------------	------------	--	----	--------------------------------------

文書館 副館長	<p>文書館長を補佐して、館務を整理し、文書館長に事故があるとき、または欠けたとき、その職務を代行すること。</p>
------------	--

福井県立丸岡 高等学校	<p>全日制 普通科</p>	同	<p>定時制 普通科</p>
城東分校	<p>普通科</p>		

福井県立 福井東特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	月見分校	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

改める。

第三十二条の表図書館の部図書館長の項の次に次のように加える。

改める。

（教育職員免許に関する規則の一部改正）

第二条 教育職員免許に関する規則（昭和三十年福井県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項第三号中「（同規則第二十条第三項に規定する分館を含む。）」を削り、「部長」を「センター長、教育博物館長」に改める。

（福井県立学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第三条 福井県立学校の管理運営に関する規則（昭和四十六年福井県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中

福井県立 福井東特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

福井県立 嶺南西特 別支援学 校	<p>幼稚部 普通科</p>	同	<p>幼稚部 普通科</p>	小浜分校	<p>幼稚部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

福井県立 嶺南西特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

福井県立丸岡 高等学校	<p>全日制 普通科</p>	同	<p>全日制 普通科</p>	同	<p>全日制 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

改める。

別表第一の二の表中

福井県立丸岡 高等学校	<p>全日制 普通科</p>
	<p>定時制 普通科</p>

福井県立 福井東特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

福井県立 福井東特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

福井県立 嶺南西特 別支援学 校	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>	同	<p>小学部 普通科</p>
				同	
				同	
				同	

を

部				
	部	部	部	部
	幼稚部	小学部	中学部	高等部
				普通科

に改める。

(福井県立青年の家に関する規則の一部改正)

第四条 福井県立青年の家に関する規則(昭和四十七年福井県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(福井県立三方青年の家艇庫(以下「艇庫」という。)を除く。次条第一項において同じ。)」を削り、同条第二項を削る。

第三条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第八条第三項を削る。

(福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則の一部改正)

第五条 福井県朝倉氏遺跡研究協議会規則(平成八年福井県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「埋蔵文化財調査センター」を「一乗谷朝倉氏遺跡資料館」に改める。

(福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第六条 福井県知事の補助職員に対する福井県教育委員会の権限に属する事務の委任等

に関する規則(平成二十一年福井県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表一乗谷朝倉氏遺跡資料館長の項中第六号を第九号とし、第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 福井県朝倉氏遺跡研究協議会の庶務に関すること。

第二条の表一乗谷朝倉氏遺跡資料館長の項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号の次に次の二号を加える。

三 朝倉氏遺跡に関する史跡および埋蔵文化財の調査および研究に関すること。

四 朝倉氏遺跡に関する史跡および埋蔵文化財の保存(指定および解除)に関することを除く。)に関すること。

附則 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

指導が不適切である教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年三月三十一日
福井県教育委員会
福井県教育委員会規則第三号

指導が不適切である教員の認定等に関する規則の一部を改正する規則

指導(平成二十年福井県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附則 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

福井県教育委員会訓令第3号

庁中一般
各出先機関
各教育機関

福井県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

福井県教育委員会

福井県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則の施行に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県教育委員会公印取扱規程の一部改正)

第1条 福井県教育委員会公印取扱規程(昭和35年福井県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

(福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の勤務に関する規程の一部改正)

第2条 福井県教育庁および教育機関に勤務する職員の勤務に関する規程(昭和46年福井県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号の表本庁の部教育振興監の項中「企画幹(教育政策)」を削る。

第17条第1項中「第20条第2項」を「第22条第2項」に改める。

(福井県教育委員会職員被服等貸与規程の一部改正)

第3条 福井県教育委員会職員被服等貸与規程(昭和46年福井県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

(福井県立高等学校学力検査問題作成委員会規程の一部改正)

第4条 福井県立高等学校学力検査問題作成委員会規程(昭和49年福井県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める

三 福井県総合文化センターの職員

(福井県教職員顕賞規程の一部改正)

第5条 福井県教職員顕賞規程(平成16年福井県教育委員会訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「企画幹(教育政策)」を削る。

(福井県教育委員会職員衛生管理規程の一部改正)

第6条 福井県教育委員会職員衛生管理規程(平成18年福井県教育委員会訓令第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「教育研究所」を「教育総合研究所」に改める。

(福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程の一部改正)

第7条 福井県立中学校適性検査問題等作成委員会規程(平成26年福井県教育委員会訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号を次のように改める

(3) 福井県教育総合研究所の職員

附則 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

福井県教育委員会教育長訓令第1号

各出先機関

各教育機関

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

福井県教育委員会

教育長 森近 悦治

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程（平成29年福井県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表県立学校以外の教育機関の長（図書館長を除く。）の項中「の長」の次に「教育総合研究所および」を加え、「部長」を削り、同項の次に次のように加える。

教育総合研究所長	副所長	当該事務（予算を伴う事務を除く。）を所掌するセンター長、教育博物館長または室長
----------	-----	---

別表第2第1備考2中「教育研究所」を「教育総合研究所」に、「部長」を「センター長、教育博物館長」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

平成二十九年三月三十一日印
平成二十九年三月三十一日発

刷 行

発行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一号
福井県福井市文京一丁目十九一二十

福井県
高桑印刷株式会社

☎ 六三三二番